

官報

号外 昭和三十年六月二十三日

○第二十二回 衆議院會議録第三十二号

昭和三十年六月二十三日(木曜日)

議事日程 第三十一号

昭和三十年六月二十三日

午後一時開議

一 恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

第一 所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 租税特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

●本日の会議に付した案件

議員請暇の件

更生保護事業審議会委員任命について国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件

在外財産処理促進に関する決議案(奥村又十郎君外四百三十名提出)

日程第一 所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 租税特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

会計検査院法の一部を改正する法律案(内閣提出)

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

出入国管理令の一部を改正する法律案(内閣提出)

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

午後三時五十二分開議

○議長(益谷秀次君) これより会議を開きます。

○議長(益谷秀次君) お諮りいたします。議員星島三郎君から、台湾とフィリピン国におけるM.R.A.大会に出席並びに政情視察のため、六月二十二日より本会期中請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて許可するに決しました。

○議長(益谷秀次君) お諮りいたします。内閣から、更生保護事業審議会委員に本院議員高橋頼一君及び参議院議員宮城タマヨ君を任命するため、国会法第三十九条ただし書きの規定により議決を得たいとの申し出があります。右申し出の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつてその通り決しました。

在外財産処理促進に関する決議案(奥村又十郎君外四百三十名提出)

(委員会審査省略要求事件)

○長谷川四郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、奥村又十郎君外四百三十名提出、在外財産処理促進に関する決議案は、提出者の要求の通り委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(益谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられまします。

在外財産処理促進に関する決議案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。小山長規君。

促進して、財政上及び法律上必要な措置を講ずべきである。右決議する。

〔小山長規君登壇〕

○小山長規君 たいま議題となりました決議案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

在外財産処理促進に関する決議案 政府は、在外財産の処理に関し、さきに在外財産問題審議会を設置し、在外財産に関する基本的問題その他これに関連する重要事項について審議、処理しつつあるが、いまだその根本的解決を見るに至つていない現状である。よつて、政府は、状況の推移に即応し、速かに在外財産問題の処理を促進して、財政上及び法律上必要な措置を講ずべきである。右決議する。

私は、日本民主党、自由党、両派社会党を代表して、以下、提案の理由を簡単に御説明申し上げます。第二次世界戦争によつて国内外において国民の受けました損失は、精神的にも物質的にも筆舌に尽しがたいのがありました。これらの損失は、もとより、いかなる方法をもつてしても完全に償ふという事は不可能であります。損失の一部については、すで

昭和三十年六月二十三日 衆議院會議録第三十二号

議員請暇の件、更生保護事業審議会委員任命について国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件、在外財産処理促進に関する決議案

にそれぞれの方法によつて補償または救済の措置が講ぜられつつあるのであります。しかるに、これらの損失のうち、いまだにほとんど何ら救済の方途を講じられておりませんのは、外地または外国からの引揚者が外地または外国に投じたまま失つた資産についての問題であります。

これらの引揚者の数はおよそ百七十万世帯に上り、その財産評価額は何兆円という巨額と推定されます。これらの諸君は、いずれも、青春にして郷國をあとに未見の新天地に渡航し、營々たる努力、粒々たる辛苦に満ちた数十年の生涯を通じてこれらの資産を蓄積し、後半生の生活の基礎を作り上げたのであります。一朝敗戦の結果、理由なくして、これをことごとく失うに至つたのであります。

そもそも、近代戦法規におきましては、私有財産の尊重は絶対の原則であり、敗戦のゆえをもつて私人の私有財産が没収されるようなことは、とうていあるべからざる事柄でありました。しかるに、今回の敗戦に際しましては、この戦法規の原則が根本的に否定せられて、わずかに朝鮮、台湾についてののみ兩國間の交渉にゆだねられておるにすぎず、一部国民のみが財産上不当に損失を甘受することとなつたのであります。かかる一部国民の損失を国民全体で公平に負担してやるということは、鳩山総理の口癖であること

の友愛の精神から申しまして当然のことと言わなければなりません。従つて、政府はすみやかにこれが救済の措置を講じなければならぬと存するのであります。

なお、本件の解決をはかるためには、根本対策として、韓国政府に対しては、国際法の原則に基き、日本人私有財産の公正なる処理を強く要求しなければなりません。さらに、千島、樺太等については、その領土権を強く主張し、これら引揚者の財産確保のためにも、これが返還を要求すべきであります。また、すでに日本人の私有財産権を認めているところの台湾政府に対しては、これが具体的処理につき、すみやかに交渉を進められたいのであります。

本問題の処理は、戦後に残された最大の問題の一つでありまして、もとより容易のわざではありませんが、引揚者の窮状をまのあたり見るとき、じんぜん日をむなしゅうするわけに参りません。よつて、政府は、在外財産問題審議会を活用し、さらに進んでは、この問題解決を使命とする特別の行政機関を設ける等、関係機関を動員して、引揚者諸君の事情を十分に把握し、すみやかに適切な措置を講ずべきであります。

○議長(益谷秀次君) 採決いたしました。本案を可決するに御異議ありませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。この際外務大臣から発言を求められております。これを許します。外務大臣重光葵君。
〔國務大臣重光葵君登壇〕
○國務大臣(重光葵君) ただいま御決議になりました在外財産処理促進に関する決議、この御趣旨は十分に尊重いたしまして、政府としては慎重に検討をいたすことにいたします。(拍手)

所得税法の一部を改正する法律案に對する修正案
〔本号追録に掲載〕
〔報告書は會議録追録に掲載〕
法人税法の一部を改正する法律案
〔本号追録に掲載〕
〔報告書は會議録追録に掲載〕
所得税法の一部を改正する法律案に對する修正案
〔本号追録に掲載〕
〔報告書は會議録追録に掲載〕
所得税法の一部を改正する法律案に對する修正案
〔本号追録に掲載〕
〔報告書は會議録追録に掲載〕

の審議の促進に資する等のために所要の改正を行おうとするものであります。が、所得税法につきましては、まず第一に、基礎控除額を七万円から八万円に引き上げるとともに、青色申告者に対する専従者控除の限度額も基礎控除額と同様に引き上げることとしております。次に、税率につきましては、現行の税率が急激に累進して負担を加重する結果となつておりますので、課税所得二百万円をこえる部分は現行のままとし、おおむね百万円までの部分について緩和をはかろうというのであります。次に、給与所得控除の限度額は現行四万五千円となつておりますが、この額が必ずしも実情に即しないと思われまますので、これを六万円に引き上げようというのであります。また、生命保険料控除につきましても、その限度額を現行一万二千円から一万五千円に引き上げるとともに、短期の生存保険をこの対象から除外することとし、契約者(当金)については、これを支払保険料から差し引くなど、課税の適正化をはかろうというのであります。

これらの改正は本年七月一日から実施することとしておりますので、昭和三十年度分の所得税につきましては、月数按分により計算して初年度分の控除及び税率を定めておりますが、給与所得に対する源泉徴収につきましては、本年七月一日以降に支給される給与か

ら平年度計算による改正後の控除及び税率によって行ふこととしたしております。

以上の改正により所得税の負担は相当軽減されるのでありますが、たとえば、基礎控除の引き上げで、夫婦及び子供三人の場合、給与の平均月額一万九千円程度までは所得税を負担しなくともよいこととなるのであります。

また、この措置により、本年度所得税におきましては約二百三十億円の減収が見込まれるのであります。

次に、法人税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法務案については、企業の資本蓄積の強化に資するため、普通法人に対する税率を現行の百分の四十二から百分の四十に引き下げることにするとともに、解散した法人が継続した場合は合併することとなった場合における法人税の課税関係を明確にし、また、所得税における外国税額の控除、法人税における配当金の益金不算入等について、その適用条件を緩和して、期限後申告の場合にもこれを認めることとし、なお、調整組合及び酒類業組合については、その性格上、収益事業による所得以外の所得に対しては法人税を課さないこととしようというのであります。

最後に、租税特別措置法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法務案について、おもな内容は次の諸点であります。

まず第一に、資本蓄積の促進に資するため、本年七月一日から昭和三十三年三月末日までの間に支払いを受けるべき預貯金、公社債等の利子所得に対しては所得税を免除することとする

とともに、同様、本年七月一日から昭和三十三年三月末日までの間に支払いを受けるべき配当所得に対しても、所得税の源泉徴収税率を現行の一五%を一〇%に引き下げようというのであります。

次に、輸出の振興に資するため、輸出所得控除の限度を現行の五〇%より八〇%に引き上げることとしました。また、プラントを輸出した場合には、そのプラントの範囲を拡張し、油井管及び送油管等についても特別の控除割合を適用しようというのであります。

次に、住宅建設の促進に資するため、新築住宅に対して特別借入制度の拡充をはかるとともに、地方公共団体等が一定期間内に新築した小住宅に対する所有権取得登記についての登録税を減免しようというのであります。

連するまでは、その所得のうち留保した金額に対し法人税を課さないこととしようというのであります。

最後に、航空事業の助成のため、昭和三十年七月一日から昭和三十三年三月三十一日までの間、航空機の乗客に対する通行税の税率を現行の二〇%から一〇%に引き下げようというのであります。

なお、この措置により約五十三億円の減収を見込んでおります。

以上が三法律案の内容であります。五月二十七日には公聴会を開き、学識経験者等広く各界の意見を聴取いたしました。また委員と政府委員との間にも種々質疑がかわされました。特に今回の改正が真に低額所得者の減税となつてゐるかないかという点と、利子所得の免税が負担の公平を破り租税全体の体系をくずすことにならないかどうかという点等について、相当質疑がなされました。

次いで、六月十一日、前尾繁三郎君外二十五名による三法律案に対する民主、自由両党共同の修正案が提出されました。これは過般行われました予算修正の一環として提出されたものであります。

修正の一環として提出されたものであります。所得税について、主として低額所得者の負担の軽減と均衡化並びに合理化をはかること、第二は、これら所得税との均衡上、法人の低額な利益に対

して税率を軽減すること、第三は、預貯金利子課税の廃止との均衡上、配当所得に対する課税上の優遇措置を講ずること等でありました。その内容のおもな点は、所得税法については、寡婦、不具者等の控除額の引き上げ、法人税については、公益法人及び特別法人に対しての法人税率を現行の三五%から三〇%に引き下げるとともに、普通法人については、その所得金額のうち年五十万円以下の金額に対して三五%の税率を適用しようというのであります。

最後に、租税特別措置法については、納税義務者の選択により、社会保険料控除、医療費控除及び雑損控除にかえて、所得金額の五割に相当する金額を二万五千円を限度として所得金額から控除すること、また、昭和三十年分及び昭和三十一年分の所得税に限り、配当控除の割合を現行二五%から三〇%に引き上げようというのであります。

以上の修正によつて、初年度は六十七億円の減収を見込んでおります。

なお、質疑の詳細につきましては速記録に譲りたいと思ひます。

以上三法律案並びに各修正案につきましては、審議の結果、二十二日質疑を打ち切り、原案及び修正案を一括して討論に入りましたところ、日本社会

党を代表して横山委員は賛成の旨、自由党を代表して大平委員は賛成の旨、日本社会党を代表して平岡委員は反対の旨、それぞれ討論せられました。

次いで、それぞれについて採決いたしましたところ、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも起立多数をもって可決せられ、よつて三法案は修正議決いたしました。

以上、御報告を申し上げます。

○議長(森谷秀文君) 討論の通告があります。順次これを許します。木原津與志君。

〔木原津與志君登壇〕

○木原津與志君 ただいま議題となりました所得税法の一部を改正する法律案外二法律案並びに右法案に対する修正案につきまして、日本社会党を代表して反対討論をなさんとするのであります。(拍手)

この三法律案は、鳩山内閣の五百億円減税公約に基きまして、過般の自由、民主両党の野合的な修正を含めまして、本年度約三百九十四億円の減税をするというのであります。そのかわりに、この減税の穴埋めには、砂糖を二十万トン輸入を増加し、二級酒を二十万石増石して、そつして間接税を増徴しようというのであります。国民大衆にはんのわずかばかりの税金をまけてやつて、そのかわり砂糖や酒をたくさんなめさせ飲ませて、そつして砂糖消費税や酒税をかたきをとらうというのでありますから、まさに羊頭を掲げて狗肉を売るといふのはこのことでございます。(拍手)

日本経済の実態と国民所得の現状からして減税をやろうとするならば、再軍備に使われておる二千億余りの不生産的な費用を削るか、思い切った高額所得累進課税を断行するかしなければその方法が絶対ないといふことを、このわづか四百億四厘の減税のかわりに如突に見本を示していると言わなければならぬといふこと。

(拍手)

次に、その減税の内容について見ますならば、所得税におきまして低額所得者の負担の軽減、合理化をはかったといふのであります。断じてさういふのでございませぬ。低額所得の減税よりも資本課税を優遇しておることの方がこの減税法案の特質であること指摘しなければならぬのであります。(拍手)月二万円の勤労所得者、家族三人の標準世帯の場合は、わづかに一月百四十円の減税にしかならないのに対して、月五万円の給与所得者に対しては一万円当り四百円の減税といふことになっており、配当所得の場合は、五%の源泉課税の引き下げと、配当控除額を五%引き上げることによって、実に百二十二万円までは税金をかけたないといふことになるのでございませぬ。政府がほんとうに低額所得者のために減税をやろうとするならば、わが党がかねて主張しておりましたように、勤労所得者たる青色申告者たるを問わず、基礎控除を十萬四

以上に引き上げ、しかも勤労所得控除率を現行一五%から二〇%以上に引き上げなければ、低額所得者の負担の軽減にはならないのであります。生活苦にあえいでいる全国勤労者の夏季手当五千円までの免税すら拒否するに至りましては、もはや低額所得者の減税を口にする資格はないと断ぜざるを得ないのであります。(拍手)

特に奇怪万端なのは、預貯金の利子に対する源泉課税を向う二カ年間免除しようとしている点であります。

利子に対する課税を無制限に全免するといふのがございませぬ。(拍手)すてに預貯金に対しては十萬円までは無税の措置がとられておるのであります。から、預貯金に対しては十分な優遇がなされておると言わなければならぬのに、さらに本法におきまして利子の免税をやろうといふのであります。資本課税にはまことに至れり尽せりと言ふはかないのであります。政府は、預貯金をふやして資本蓄積をするために出た措置であつて、これによつて四、五百億円の預金がふえると説明しておるのであります。しかしながら、預貯金をふやさんとするならば、今日生産拡大の一番の隘路である貸出金利を引き下げ、生産と所得の増大をはかるということが先決条件でなければならぬことは、当然のことであると思ふのであります。(拍手)しかる

に、政府は、これと全く逆に出ておるのであります。預貯金の増大することによつて一番もつけるのは、言うまでもなく金融資本家であります。でございませぬから、預貯金利子を免税しようといふのは長年にわたる銀行関係からの熱望であつたことは御承知の通りであります。過ぐる総選挙で、金融機関の団体から民主党、自由党両党に莫大な政治資金が献金されたのでございませぬが、(発言する者多)政府はその利子の課税免除の措置で、金融資本に

と言つても過言ではなからうと思ふのであります。(発言する者多)

次に、法人税法を改正して、税率を四二%から四〇%に、農業協同組合、中小企業協同組合等の特別法人税率を三〇%に引き下げるといふのであります。これはまた負担の公平を無視した、大企業擁護の減税であると言わなければならぬ。(拍手)大企業会社は、現行の租税特別措置法によつて手厚く免税措置が講じられて、これによる減税総額は優に五百億をこすと計算されておるのであります。しかも、この免税措置の恩典は中小企業には均霑される余地がないようになつてきておる。従いまして、

大企業と中小企業に一律二%の減税措置をするならば、この措置は大企業に對してだけ実質上一〇%以上の減税となるのであります。だから、われわれは、課税負担の公平を期するために、課税所得金額の大小によつて課税率を三段階に區別し、特別法人は三〇%、所得二百萬円以下を三五%、五百萬円以下を三七%、五百萬円をこえるものを四〇%とし、各種租税特別措置法につきましては、大資本不勞所得者にはかり免税特典を与へ、法人負担の均衡を失するものでありますから、このうち輸出の免税、輸出所得控除の限度引き上げ、住宅特別償却の拡充に対する免税措置を除いては、これを廃止せんとするものでございませぬ。

政府は本減税措置によつて平年度八十七億円以上の減税をしたいと言ひ、

わづかに三千に足りない全国の大企業に對する大幅の減税であり、全国二十餘万に上る中小企業の減税恩典はわずかに三十億圓にすぎないのであります。デフレと不況にあえいで倒産しておる全国の中小企業の救われる道は、この減税政策のどこにも見出すことができないのであります。(拍手)要するに、本法律案並びに修正案は、低額所得者の負担の軽減と税負担の公平と、政治効果をおとりにして、そのわづらうところは独占資本の拡大強化をやろうとする悪質なる企圖に出た

立法であることを指摘いたしました。本法案並びに修正案に反對するものであります。(拍手)○議長(益谷秀次君) ただいまの木原君の発言中、もし不適當の言辭があれば、速記録を取り調べの上、適當の措置をとることにいたします。大平正芳君。

〔大平正芳君發言〕

○大平正芳君 私は、自由党を代表いたしました。ただいま議題となりました所得税法を改正する案件外二件に關する委員長の報告に對し、賛成の討論を行ふんとするものであります。政府今次の税制調査会の答申の線に沿つて、主として低額所得者の課税軽減、資本の蓄積に對する税制上の保護を發展せしめたいものであります。いわば自由党内閣の租税政策の大体を踏襲したものと云ふことが出来ます。民主党内閣は、組閣以來、その施政に、自由党のやり方に対する反對テーゼを打ち出した、あるいは少くとも若干の新味を織り込みたいといふ焦燥にかられて、相當の苦心を重ねられた形跡が見られるのであります。もちろん、新規を迫ること自体は、一がいには、民主党内閣の施政のあるものは時日の経過とともにだんだん色あせたものとなり、あるものは当初のわづらや盲明から相當の後退を余儀なくさ

れ、よりやくにして世論の批判を浴びつつある現状であります。しかるに、事税制に關する限りにおきましては、民主党内閣は、過度に新規を追い求めることなく、本筋におきまして自由党内閣の敷設した軌道を地道に歩もうとしておることに対し、私は、わが国の租税政策の安定という観点から、一応これを了とみるものであります。

所得税におきましては、今次の改正により各種控除の引き上げ、税率の引き下げ等によりまして、納税人員は、平年度、給与所得者におきまして約七十万人、申告納税者におきまして約十六万五千人を減少し、かつ、夫婦三人の標準世帯におきましては、給与所得者については二十二万六千四百円、申告納税者には十八万五千円まではそれぞれ無税となり、税務行政の簡素化と低額所得者の負担軽減に資するところは僅少でないと思つるものであります。さらに、自民両党の修正によりまして、この点是一段と前進し、納税者はさらに三十八万人減少し、給与所得者の免税限度は平年度におきまして三十三万一千二百五十円となり、自由党が公約として掲げておりました月給三万四千までの無税という線がこの際ほぼ実現を見たのであります。

この修正案の骨子は、所得税における選択的経費控除制度の創設、利子所得の優遇措置、未亡人、不具廃疾者等に對する控除額の引き上げ、低額法人所得に對する法人税の軽減等でありまして、平年度百四十一億円の追加減税を伴うものであります。なかんずく選択的経費控除制度は、今日社会保険に加入していない、あるいは、加入していても、当然受くべき税法上の控除の恩恵を、人手や知識の不足、記帳の不備等によつて現実に受けていない農民、中小企業者あるいは未組織の雇われざる勤労者等に對し、その所得の五%、一万五千円までを、社会保険料、医療費、災害等の場合の雑損の控除にかえて、これを認めようとする新しい制度でありまして、特に低額所得者、未組織の勤労大衆に今回の修正案がまた新しい福音であると確信するものであります。

もともと、現行の税制は、これらの改正ないしは修正によりまして、租税本来の原則に照らし、なお多くの問題を残しておることを私は否定しようとは思いません。今日わが国の租税負担は依然として重いと云わなければなりませんし、特に税制の平常化という観点から、すでに指摘されましたように、各種の特別減税措置、利子免税、配当所得の優遇等には異論を差しはさむべき余地が十分あり、なるべく早い

機会に税制の平常化をはかりたいという念願において、われわれは決して人後から、申すまでもなく、現実の日本の税制は、日本経済の構造に對するものであり、かつ、現実の財政需要充足の任務をなつておるのであります。抽象的租税理論がいかに首尾一貫しておりまして、かかる現実の条件から遊離せる立論であるにおきましては、それは結局空論に墮することになります。

今日の日本の経済がなお正常な国民経済のあり方からほど遠いものでありますことは、だれもも否定することのできない事実であり、その根本の欠陥は資本の欠乏と輸出の不伸という点に象徴的に表現されていることも、一般に認められておるところであります。なるほど、敗戦による混乱期から今日に至るまで、国民は、よく勤勞と貯蓄に耐え、資本の蓄積と輸出の増強にかなりの実績を上げ、国民の生活水準もよりやく戦前の水準を突破するところまででありました。しかし、かかる生活水準の向上は、決して安定した経済基盤の上にささえられ十分の弾力を保ちつつ維持されているものではないことも、いふことができない事実であります。資本の蓄積と輸出の伸張とを通過して、経済の正常化、雇用の増大、消費水準の維持向上をはかることこそ、わが国の当面せる緊切なる

課題でありまして、税制もまたこの至上の要請に率仕することが当然その使命であると申さねばなりません。そのためには、ある程度また一定の制限を限つて本来の租税原則を犠牲に供することは当然是認するべきものと考へるのであります。私は、かかる条件を度外視して、租税の公平原則を一がいこ固執している諸君が、この点に關しては財政政策の賢明な運用を通じて広範な勤勞大衆の生活向上に真剣な配慮を払われんことを衷心希求してやまない次第であります。

最後に、われわれが提案いたしました選択的経費控除制度に對し、社会党が、この制度が、すでに社会保険により手厚い保護を受けている主として大組織の勤勞者や中小企業者、農民等に對してより大きい恩恵を及ぼす点を指摘しつつ、この制度を非難しておりましたことは、私の最も了解に苦しむところでありました。(拍手)強大な組織力を持ち、争議権の発動に訴えても、みずからの利益を戦い取ることができ、同時に社会保険その他の福利施設による保護におきまして相当の充実を見ておる大組織勤勞者は、今日の日本の現状におきましては、相対的に恵まれた階層であると申して差しつかえないと思つております。(拍手)われわれの今次の提案は、もちろん、それらの人々の既得権

昭和三十年六月二十三日 衆議院會議録第三十二号 所得税法の一部を改正する法律案外二案

昭和三十年六月二十三日 衆議院會議録第三十二号 所得税法の二部を改正する法律案外二案

を窮乏しよとするものでは決してなく、なおその不備をも補わんとするものであります。ただ、今日、これら比較的の恵まれた階層に比し、人手や知識の不足、配額の不備等のため、当然受べき税法上の恩典からとびらを閉ざされている恵まれざる未組織の勤労大衆がなお二百万人の多きに達してある事実を注目しなければならぬと思ひます。(拍手)われわれは、その現状を黙視するに忍びず、かかる経費の概算控除の制度を創設し、これらの人々に税法上の恩典に浴する道を開かんとするものであります。私は、社会党がともすれば大組織を持つ労働者の利益擁護を偏重しがちであるという世間の批判を一通り上から見て、この制度に対し社会党の諸君の共感と同調を期待してやまない次第であります。

以上をもちまして私の討論を終ります。(拍手)
○議長(益谷秀次君) 春日一幸君。
〔春日一幸君登壇〕
○春日一幸君 私は、日本社会党を代表いたしましたして、ただいま議題となりました所得税法、法人税法、租税特別措置法の政府提出改正三案並びに民主、自由両党の共同修正案に関する委員長報告に対し、ここに反対の意思を表明し、以下、その理由を明らかにせんとするものであります。(拍手)
そもそも、わが国の現行租税制度は、大企業や金持ち階級にはなほだ

軽くして、一方、零細業者や勤労者には過重苛酷にわたるものとして、すでに世論の非難はさうとうたるものがあるのであります。(拍手)しかるに、政府提出改正案はこの悪傾向をさらに拍車を加えたものであります。特に自由両党の共同修正案に至っては、もはや世論も外聞も何はばかることなく、すなわち金持ちや一辺倒の本性を一萬千里の形で露出したものであるものであります。(拍手)

たとえば、租税特別措置法におけるこの政府改正案によりすると、今後、金持ちたちが受ける預貯金、公社債の利子所得は、全額これを免除されることと相なります。また、資本家たちが受ける株式からの配当所得、これは現行法では配当所得年額七十万円まではすでに無税でありましたのを、政府改正案では、この免税点を引き上げて八十四万円となし、進んで自由両党の修正案では、さらに株主の利益の大躍進をはかり、更に配当年額百二十万円までを非課税とするものであります。ただし、この政府改正案は金持ちや大企業に対しわが世の春を謳歌満喫させるところのものであります。さらに自由共同修正案は、加えて、彼らをして欣喜奮躍せしめるほどのものであるものであります。(拍手)ここに、預貯金利子、公社債の免税措置による平年度歳入減は六十億、配当控除額の引き上げによる歳入減は十億でありまして、

この金持ち保護立法による歳入減は合計七十億となるものであります。もしその国の財源にしてこの種の余裕ありといたしたならば、わが国国民経済の現状においては、なお先んじて貧しき者のために緊急に処すべき事柄は数限りなくあるでございませう。(拍手)

おおよそ、徴税行政は、所得のある者に課税を及ぼすのが、その鉄則でなければなりません。今や、全国の給与生活者たちは、夏季手当、年末手当に対する税の軽減方について、政府並びに国会に対し痛切な陳情を続けております。お正月のもち代や、三伏の夏、極寒の冬をしのご必要実費である季節手当に税金をかけるのは残酷ではないかと、世論もまたこの要求を支持いたしておるのであります。すなわち、この七十億に及ぶ金持ち減税の財源をかって、せめてはこの季節手当に対する税の軽減だけでも何とか取り計らえたいのが、われら日本社会党の強き主張であります。(拍手)いかに資本主義の必要ありとはいえ、多数国民の窮乏を外に、ただただ金持ちと大企業への減税に没頭し、まことに緩急前後の序列をわきませず、かつは租税制度の原則をじゅうりんするもはなはだしきものであります。かくのごときはわが党の断じて承認したわざるところであります。

これが租税特別措置法の改正案並びに修正案に対しわが党の反対する理由であります。
次は、法人税について申し述べます。自由両党の修正案によりすると、所得金額のうち、五十万円以下の部分に対しては三五%の税率をもつて、それ以上の所得には四〇%の税率を適用するとのであります。しこうして、これをもって中小法人の税負担の軽減をはかると称しておるのであります。それが、それならば、この修正案の恩恵を、いわゆる中小法人のみに限定せず、大企業、大所得法人へもひとしく青天井で全面的に適用する理由は何であります。言うならば、これは、今次政府改正案によって法人税は四二%から四〇%に下げられたものを、さらにこの修正案によって、一法人につき五十万円の五%、すなわち二万五千円ずつの繰花減税をむすびに加えたものであって、これは中小法人も法人としてその中に介在していったとりにすぎないものであります。これが中小法人を特定した税の軽減措置などとは、とうてい理解いたし得るものではありません。

わが党の調査によれば、大企業、大法人は、現行租税特別措置法その他各種税法上の優遇を受けて、すでに年間八百億をこえる税の軽減を受けておるのであります。現に、二十九年度にお

いては、価格変動準備金として控除された税額百二十八億、貸し倒れ準備金において七十四億、退職準備金において百七億、輸出減税特別措置において四十億五千万、増資配当免税において十五億、企業合理化法による特別償却費六十億、重要財産の免税五十億、さらに交際費の損失算入容認によって概算三百億、その他発電会社に対しては海水準備金として十三億、船会社に対しては特別修繕費として三億三千万、鉱山に対しては新鉱床買入金控除制度によって一億五千万、証券会社に対しては違反損失準備金として二億、損害保険事業に対しては異常危険特別積立金として二十一億等々であります。これが現行租税特別措置法が大企業、大法人の所得に対し特に課税の免除を行なっているもの概要であります。かくて、大法人の実際上の法人税負担税率は、各種の控除を通算いたしますると、その法定税率四二%に対し、その実行税率は実に二五%ないし三〇%にも及ばないものであるであります。しこうして、中小法人は、この租税特別措置法の適用を受けようとしても、現実にはその適用条件を具備していないので、その結果、四二%の法定税率一ぱいの課税を受けているという実情であります。

かくのごとくにして、税負担の権衡は大きく破れ、租税力と課税との比例関係が逆転しておるので、よつて中小

これは、価格変動準備金として控除された税額百二十八億、貸し倒れ準備金において七十四億、退職準備金において百七億、輸出減税特別措置において四十億五千万、増資配当免税において十五億、企業合理化法による特別償却費六十億、重要財産の免税五十億、さらに交際費の損失算入容認によって概算三百億、その他発電会社に対しては海水準備金として十三億、船会社に対しては特別修繕費として三億三千万、鉱山に対しては新鉱床買入金控除制度によって一億五千万、証券会社に対しては違反損失準備金として二億、損害保険事業に対しては異常危険特別積立金として二十一億等々であります。これが現行租税特別措置法が大企業、大法人の所得に対し特に課税の免除を行なっているもの概要であります。かくて、大法人の実際上の法人税負担税率は、各種の控除を通算いたしますると、その法定税率四二%に対し、その実行税率は実に二五%ないし三〇%にも及ばないものであるであります。しこうして、中小法人は、この租税特別措置法の適用を受けようとしても、現実にはその適用条件を具備していないので、その結果、四二%の法定税率一ぱいの課税を受けているという実情であります。

わが党の調査によれば、大企業、大法人は、現行租税特別措置法その他各種税法上の優遇を受けて、すでに年間八百億をこえる税の軽減を受けておるのであります。現に、二十九年度にお

法人に対する法定税率を下せよという要求は当然のことであり、これは捨ておきながら現行法人税法上の大いなる欠陥となっておるものであります。かかるに、政府改正案においては、この問題に燃れることをさらさらに行き、ただ資本家団体の声にのみ従い、ここに一律二%の減税をはかることとし、また、民自共同修正案においては、没理論、現実無視の観念的悪平等の無理しいを行なつて、法人全般に對しさらに二万五千円ずつをまけるという、実に総額十億圓にわたる大騒ぶるまいを行なつたのであります。まことに、資本主義政權は、資本家の要求に對しては、あたかも放射能を受けるガイガー計数器のごとく鋭敏かつ正確に反応を示すのであるが、中小企業者や勤労者の声に對しては、まるきりのからつんぼで、何を訴えても、ただ聞えないふりをしているという事は、ただただあきれ返るばかりであります。

(拍手)
まことに、民自阿党の五十万円の段階課税の修正案こそは、いっそこっけいと云うのはかなく、これは、本年度の予算案が、民自阿党によつて、パナナのたなき死方式に、元値とつ値をたして二で割つて妥結したものでありましたので、この修正案もまたそれを反映したものでありましようが、これはあまりに即興的で、出まかせで、この修正案によつては法人税法上の懸案は何一つ解決されたものはないのであります。

ここに法人税法政府改正案による平年度歳入減九十一億七千万円、さらに自民阿党の修正案による歳入減十億圓でありまして、今次法人税法改正による収入減額は二百一億七千万圓であります。これら歳入の減少は、しよせんは、零細業者たちへの水増し課税史、さらには大衆への間接税によつて補充するの余儀なきものでありまして、かくて貧富の懸隔は一そう増大され、阿階層の相絶はさらに激化の一途をたどるであります。わが国行財政の将来をおもんばかり、まことに深憂にたえまません。

これに對するわが党の主張は、普通法人税の税率は現行通り四二%に据え置いて、この財源をかつて、租税特別措置法の恩恵を受けざる中小法人に對し特に二%を下げ、その中小法人税率率を三〇%となし、もつて大小法人相互間の税負担の権衡をはかり、加えて中小企業の窮乏を救わんとするものであります。(拍手)しかるに、わが党のこの正論は、民自阿党にとつてはまさしく馬の耳に風でありました。かくて、租税学界の定説は無視され、中小法人の切々たる要求をほどよくあしらつて退けたのが実はこの改正案と修正案でありまして、かかるごまかし立法は断じてわが党の容認し得ざるどころであります。

これがこの改正案と修正案に對するわが党の反對する理由であります。次は、所得税法に對して申し述べます。

一 萬田大蔵大臣は、その財政演説において、現行税制においては低額所得者に對する税負担が過重であるから、特にその負担の軽減をはかる旨を、実にしばしば強調されておるのであります。しかるところ、この政府改正案によりますと、たとえば夫婦子供三人の事業所得二十万円の者は七百五十円の減税となり、その所得一百万圓当りの減税は八十七圓しかありませんが、これが、同じ事業所得百万圓の場合には減税額三万七千圓となり、その所得一百万圓当りの減税は実に三百七十四圓なるのであります。また、給与所得者について檢討いたしますならば、夫婦子供三人の標準家庭の世帯主は、月給三万円の者は月百四十一圓しか減税されないのに、月給十万円の人は月当り三千六百四十五圓の減税となるのであります。扶養家族四人をかかえる月給取りに對し、その月給十万円の高額所得者に對しては二万円につき三百六十四圓の減税を行つ一方、その月給二万円の低額所得者に對しては一万円につき七十圓しか減税しないような、そんな改正案を出してにおいて、それで低額所得者の税の軽減をはかるなどとは、かりそめにも言へた理ではないのであります。まことに荒唐無稽な、から宣伝と申しても決して過言ではないと思つておられます。いみじくも一萬田大蔵大臣が指摘したごとく、わが国の現行租税制度は、収入の乏しき者にその税は過重でありますから、当然今の改正に當つてはこの低額所得者への減税に重点が置かれなければなりません。に、本改正案のもたらすものは、實にその逆であります。

さらに、民自阿党は、この所得課税に對し、選択課税所得控除の新制度を設けるの修正をあえて行なつたのであります。この選択課税の制度は、納税者の選択により、社会保険控除、医療費控除及び雑損控除にかえて、一万五千円を限度額として所得金額の百分の五を所得から控除せんとするものであります。かかる措置は、勤労者の大部分は現に社会保険、厚生年金、失業保険に加入して、すでにこの部分に對する税の軽減を受けておるのでありますから、この修正によつては何ら新規の減税とはなり得ないものであります。しかのみならず、本制度によれば、納税者がかりに社会保険その他から離脱して、その保険料の支払いをやめた場合、この新制度によつて差引年間一万五千円の相当額がその者の手元に残り得る計算となるのであります。かかる措置は、社会保険制度の拡充強化の最も急を要するるとき、まさにこれに逆行するものであり、社会保険の將來に最もおそろべき暗影を投ずると思

昭和三十年六月二十三日 衆議院會議録第三十一号 所得税法の一部を改正する法律案外二案

昭和三十年六月二十三日 衆議院會議第三十二号 会計検査院法の一部を改正する法律案外一案

千円とし、一方、給与所得者に対しては、現行動労除率百分の十五を百分の二十とし、かつその限度額を七万円に引き上げることによって、それぞれ二十四万円までの所得を非課税にせんとするものであります。このわが党の主張は、まさに徴税理論上完璧なものであり、かつは税収の関係においても即時実施可能なるものであったのであります。政府並びに保守阿党は、あらゆる遺辞を設けて、ついにこの当然にして最小限度の要求をすらも退けたのであります。

かくて、わが國の税制は、貧しき者より取弊し富める者へ貢獻するといふ、まことに異様な風貌と怪奇なる姿勢を整えて参りました。この税法改正三案とその修正案によつて、貧しき者はいよいよ窮乏し、富めるものは一そうに繁栄するであります。もはや、資本家政権の存続する限り、勤労者と少額所得者の税金はとうてい軽減されるものではないといふことが、ここに目に痛いほどあまやかに示されたのであります。(拍手)

なお、この際特に非難せなければならぬことは、現内閣においては、所管の一萬田大蔵大臣を初めとし、経済閣僚たちは、税制に関してはほとんど無知無見のごとくであります。また、鳩山総理大臣が税制改革に対し具體的な抱負を述べられたことを、私はいまだかつて耳にいたしません。

かくて、租税行政はもっぱら税務官僚の恣意にゆだねられておられるのであります。現に、この重大なる租税三法案の委員会審議に當つて、一萬田大蔵大臣の委員出席はきわめて悪く、重要な政策論議はほとんど行い得ないという状況でありました。特に政府の猛省を促すゆゑであります。

以上申し述べました理由により、ここに勤労者を初め中小企業者の負担を要望されるのゆゑ、この政府改正案並びに民間両修正案は、いずれもその実情に沿わないのみならず、むしろそれに逆行するの改悪案とも称すべく、よつて、わが党はここに断固としてこれに反対し、その再検討を求めらるべきであります。

以上をもつて私の討論を終ります。(拍手)
○議長(益谷秀次君) これにて討論は終局いたしました。
三案を一括して採決いたします。三案の委員長の報告は、いずれも修正であります。三案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(益谷秀次君) 起立多数。よつて三案とも委員長報告の通り決しました。(拍手)
会計検査院法の一部を改正する法律案(内閣提出)

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○議長(益谷秀次君) 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、会計検査院法の一部を改正する法律案、行政機関職員定員法の一部を改正する法律案、右両案を一括議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。
○議長(益谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられま

会計検査院法の一部を改正する法律案、行政機関職員定員法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。内閣委員長長澤胤男君。
会計検査院法の一部を改正する法律案
会計検査院法の一部を改正する法律案
○議長(益谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられま

同条第二項及び第三項を削る。
第十四条を次のように改める。
第十四条 前条の職員の任免、進退は、検査官の合議で決すること。この際、院長がこれを行ふ。
院長は、前項の権限を、検査官の合議で決することにより、事務総長に委任することができる。
第十六条を次のように改める。
第十六条 局長は局長とし、事務官をもつて、これに充てる。
局長は、事務総長の命を受け、職務を掌理する。
第十七条第二項中「官房又は各局の課長となり、又は局課に分属し、」を削る。
第十八条中「各局課に分属し、」を削る。
〔報告書は会議録掲載〕

同条第二項及び第三項を削る。
第十四条を次のように改める。
第十四条 前条の職員の任免、進退は、検査官の合議で決すること。この際、院長がこれを行ふ。
院長は、前項の権限を、検査官の合議で決することにより、事務総長に委任することができる。
第十六条を次のように改める。
第十六条 局長は局長とし、事務官をもつて、これに充てる。
局長は、事務総長の命を受け、職務を掌理する。
第十七条第二項中「官房又は各局の課長となり、又は局課に分属し、」を削る。
第十八条中「各局課に分属し、」を削る。
〔報告書は会議録掲載〕

同条第二項及び第三項を削る。
第十四条を次のように改める。
第十四条 前条の職員の任免、進退は、検査官の合議で決すること。この際、院長がこれを行ふ。
院長は、前項の権限を、検査官の合議で決することにより、事務総長に委任することができる。
第十六条を次のように改める。
第十六条 局長は局長とし、事務官をもつて、これに充てる。
局長は、事務総長の命を受け、職務を掌理する。
第十七条第二項中「官房又は各局の課長となり、又は局課に分属し、」を削る。
第十八条中「各局課に分属し、」を削る。
〔報告書は会議録掲載〕

同条第二項及び第三項を削る。
第十四条を次のように改める。
第十四条 前条の職員の任免、進退は、検査官の合議で決すること。この際、院長がこれを行ふ。
院長は、前項の権限を、検査官の合議で決することにより、事務総長に委任することができる。
第十六条を次のように改める。
第十六条 局長は局長とし、事務官をもつて、これに充てる。
局長は、事務総長の命を受け、職務を掌理する。
第十七条第二項中「官房又は各局の課長となり、又は局課に分属し、」を削る。
第十八条中「各局課に分属し、」を削る。
〔報告書は会議録掲載〕

同条第二項及び第三項を削る。
第十四条を次のように改める。
第十四条 前条の職員の任免、進退は、検査官の合議で決すること。この際、院長がこれを行ふ。
院長は、前項の権限を、検査官の合議で決することにより、事務総長に委任することができる。
第十六条を次のように改める。
第十六条 局長は局長とし、事務官をもつて、これに充てる。
局長は、事務総長の命を受け、職務を掌理する。
第十七条第二項中「官房又は各局の課長となり、又は局課に分属し、」を削る。
第十八条中「各局課に分属し、」を削る。
〔報告書は会議録掲載〕

行政機関の区分	定員	備考
本府	一、七四七人	
公正取引委員会	二二七人	
国家公安委員会	七、六三二人	うち九八五人は警察官とする
警察庁	一〇五五人	
国家消防本部	一八八人	
土地調整委員会	九〇五人	
宮内庁	三、二七二人	
調理庁	一、五九三人	
行政管理局	三、二二三人	
北海道開発庁	二、二九人	
自治庁	一八人	
防衛庁	三七一人	
経済企画庁	一九、二二一人	

昭和三十年六月二十三日 衆議院會議録第三十二号 会計検査院法の一部を改正する法律案外一案

11 前項の規定による申出及び指名の手續については、人事院規則で定めるところによる。

12 第十項の規定に基いて職員を定員の外に置くことができる期間は、指名した日の翌日を起算日とする十月以内の期間で、職員の在職期間を参酌して政令で定めるものとする。

13 第十項の規定により定員の外に置かれた職員は、定員の外に置かれていた期間中は、職務に従事しない。ただし、恩給法(大正十二年法律第四十八号)第四十条ノ二及び国家公務員等退職手当暫定措置法(昭和二十八年法律第八十二号)第七条第四項の規定の適用については、職務に従事するものとみなす。

14 第十項の規定により定員の外に置かれた職員には、定員の外に置かれていた期間中は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)に基く俸給、扶養手当及び勤務地手当を支給するものとし、その他の給与は支給しないものとする。

15 行政機関職員定員法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第百八十六号)の一部を次のように改正する。

附則第六項中「三千七百四十八人とし、同年七月一日から昭和三十一年六月三十日までの間は、三千四百十六人とする。」を「三千七百四十八人とする。」に改める。

附則第七項中「六万三千三百六十八人とし、同年七月一日から昭和三十一年六月三十日までの間は、六万六千八百八十七人とする。」を「六万三千三百六十九人とする。」に改める。

三十二年六月三十日までの間は、六万六千八百八十七人とする。」を「六万三千三百六十九人とする。」に改める。

附則第八項中「四万四千二百八十四人とし、同年七月一日から昭和三十一年六月三十日までの間は、四万三千八百六十六人とし、同年七月一日から昭和三十一年六月三十日までの間は、四万三千二百八十三人とする。」を「四万四千二百八十四人とする。」に改める。

16 経済審議庁設置法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第百八号)施行の前日までは、新法第二條第一項中「経済審議庁」とあるのは、「経済審議庁」と読み替えるものとする。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔宮澤風勇君登壇〕

○宮澤風勇君 たいだいま議題となりまして二つの法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を簡単に御報告申し上げます。

まず、会計検査院法の一部を改正する法律案について申し上げます。

改正の第一は、検査事務量の増加に伴い、一局を増設して検査機能を強化すること、第二は、現行の会計検査院法は昭和二十二年四月に制定せられたものでありますが、その後制定された国家公務員法の規定に準拠して、事務総局職員の任免、進退に関する規

定を整備することであり、第三は、日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社の適正な会計処理を確保するため、これら公社に対する検査権限を拡張することであり、すなわち、検査の対象を、公社自体の会計処理のほか、補助金、工事の請負、物品の納入等、公社と経理上一定の関係を有するものの会計についても検査することができることとしたし、また、必要に応じ、国の場合に適用される規定のうち必要なものを公社にも適用することとしたして、おるのであります。

本案は五月十七日当委員会に付託され、政府の説明を聞いた後、決算委員会とも連合審査会を開き、熱心なる質疑が行われ、六月二十三日に至りまして、日本社会党両派の共同提案として、検査の徹底を期するため、会計検査院は、必要と認める場合、国が資本金の全部を出資しておる公庫または銀行から貸付金を受けておるもの当該貸付金にかかる会計をも検査することのできることをその権限に追加する旨の修正案が提出されたのであります。

が、これらの内容の詳細につきましては会議録によって御承知をお願いいたします。

かくて、討論に入りましたところ、高橋及び田中の両委員は、日本民主党及び日本自由党をそれぞれ代表して、いずれも原案に賛成、修正案に反対の

意見を表明されたのであります。採決の結果、修正案は否決、全会一致をもって原案の通り可決いたしました。

次に、行政機関職員定員法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、本年度における各行政機関の事業予定計画に即応して、主として現業職員その他六千三百三十六人の増加を行いますとともに、その反面、不要となりました職員千八百五十二人の縮減を行い、差引四千四百八十四人を増加し、もって行政機関全般の定員の適正化をはかりとするものであります。

今回の改正によって定員の合計は六十三万六千三百三十二人となります。増員のおもなるものといいたしましては、文部省の国立学校の学年進行、学部、学科の増設による七百五十八人、厚生省の国立精神療養所の増床による五百九十六人、郵政省の郵便、電話の業務量の増加による三千二百七十一人、奄美群島の復帰に伴う琉球政府職員を政令定員を定員法定員に吸収することによる七百三十七人等であり、減員のおもなるものといいたしましては、国税庁の奢侈雑品消費税の実施取りやめによる六百八十八人、郵政省の電話業務の日本電信電話公社への移行による四百人、建設省の営繕関係業務量の減少による二百二十人等であり、

なほ、総理府本府、警察庁、大蔵省、通商産業省及び建設省におきましては、事務の縮小等に若干の期間を要する事情を考慮し、実施期日について特別の措置を講じ、また、農林省、文部省及び厚生省の職員で、昨年度決定された人員整理の年次計画によりまして本年度以降三十二年度におわたって整理される者につきましては、整理を円滑に行うため、昨年度の臨時待命制度と実質的には同様の制度を政令で定めることとしたのであります。

委員会におきましては、本案が付託せられました五月十九日以来、農林委員会と連合審査会を開く等、慎重審議を行なったのであります。その内容につきましては、これまた会議録に

よって御承知を願うこととし、かくて本日質疑を終了し、直ちに討論に入りましたところ、石橋委員は、両派社会党を代表して、その実情に照らし定員制並びに今回の指名退職制度については合理的なものであるとの理由で反対の意見を述べられました。採決の結果、多数をもって原案の通り可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 討論の通告があります。順次これを許します。石橋政嗣君。

〔石橋政嗣君登壇〕

○石橋政嗣君 私、日本社会党を代表し、たいだいま議題となりました行政

機関職員定員法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本年度における各行政機関の事業予定計画に即応して、主として現業職員その他六千三百三十六人の増加を行いますとともに、その反面、不要となりました職員千八百五十二人の縮減を行い、差引四千四百八十四人を増加し、もって行政機関全般の定員の適正化をはかりとするものであります。

今回の改正によって定員の合計は六十三万六千三百三十二人となります。増員のおもなるものといいたしましては、文部省の国立学校の学年進行、学部、学科の増設による七百五十八人、厚生省の国立精神療養所の増床による五百九十六人、郵政省の郵便、電話の業務量の増加による三千二百七十一人、奄美群島の復帰に伴う琉球政府職員を政令定員を定員法定員に吸収することによる七百三十七人等であり、減員のおもなるものといいたしましては、国税庁の奢侈雑品消費税の実施取りやめによる六百八十八人、郵政省の電話業務の日本電信電話公社への移行による四百人、建設省の営繕関係業務量の減少による二百二十人等であり、

なほ、総理府本府、警察庁、大蔵省、通商産業省及び建設省におきましては、事務の縮小等に若干の期間を要する事情を考慮し、実施期日について特別の措置を講じ、また、農林省、文部省及び厚生省の職員で、昨年度決定された人員整理の年次計画によりまして本年度以降三十二年度におわたって整理される者につきましては、整理を円滑に行うため、昨年度の臨時待命制度と実質的には同様の制度を政令で定めることとしたのであります。

委員会におきましては、本案が付託せられました五月十九日以来、農林委員会と連合審査会を開く等、慎重審議を行なったのであります。その内容につきましては、これまた会議録に

よって御承知を願うこととし、かくて本日質疑を終了し、直ちに討論に入りましたところ、石橋委員は、両派社会党を代表して、その実情に照らし定員制並びに今回の指名退職制度については合理的なものであるとの理由で反対の意見を述べられました。採決の結果、多数をもって原案の通り可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 討論の通告があります。順次これを許します。石橋政嗣君。

〔石橋政嗣君登壇〕

○石橋政嗣君 私、日本社会党を代表し、たいだいま議題となりました行政

機関職員定員法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本年度における各行政機関の事業予定計画に即応して、主として現業職員その他六千三百三十六人の増加を行いますとともに、その反面、不要となりました職員千八百五十二人の縮減を行い、差引四千四百八十四人を増加し、もって行政機関全般の定員の適正化をはかりとするものであります。

今回の改正によって定員の合計は六十三万六千三百三十二人となります。増員のおもなるものといいたしましては、文部省の国立学校の学年進行、学部、学科の増設による七百五十八人、厚生省の国立精神療養所の増床による五百九十六人、郵政省の郵便、電話の業務量の増加による三千二百七十一人、奄美群島の復帰に伴う琉球政府職員を政令定員を定員法定員に吸収することによる七百三十七人等であり、減員のおもなるものといいたしましては、国税庁の奢侈雑品消費税の実施取りやめによる六百八十八人、郵政省の電話業務の日本電信電話公社への移行による四百人、建設省の営繕関係業務量の減少による二百二十人等であり、

なほ、総理府本府、警察庁、大蔵省、通商産業省及び建設省におきましては、事務の縮小等に若干の期間を要する事情を考慮し、実施期日について特別の措置を講じ、また、農林省、文部省及び厚生省の職員で、昨年度決定された人員整理の年次計画によりまして本年度以降三十二年度におわたって整理される者につきましては、整理を円滑に行うため、昨年度の臨時待命制度と実質的には同様の制度を政令で定めることとしたのであります。

委員会におきましては、本案が付託せられました五月十九日以来、農林委員会と連合審査会を開く等、慎重審議を行なったのであります。その内容につきましては、これまた会議録に

機関職員定員法の一部を改正する法律案に反対し、以下、その理由を述べんとするものであります。

政府は、本法案提出に当り、この法律案は昭和三十年年度における各行政機関の事業予定計画に即応して職員増減を行ない、行政機関全般の定員の適正化をはからうとするものであると述べているのであります。政府は、このように事務的な増減を行うことによつて定員の適正化をはかり得ると、ほんとうに考えているのであります。

か。定員の適正化は、まず根本となる行政機構、行政事務の整備から始められなければならないのであり、このように事務的な職員の増減はかえつてますますその不合理性を強めるものなのであります。(拍手)ともあれ、総選挙に際し、行政機構の改革、行政事務の簡素効率化を公約した民主党が、一たび政権を担当するや、官僚政勢に陥したる、逆にこのような機構の拡大をはからなければならぬと云ふのであります。まことに皮肉と云えるのであります。(拍手)確かに、航空、原子力、賠償、移民、失業対策等の関係機関の新設あるいは拡張は、個々に取り出してみますれば、それぞれ時代の脚光を浴びるに足る必然性を持った措置かもしれませんが、皮肉なる觀察を下すならば、何人も反対しがたいものを選んで機構の拡大と定員の増加をはかっていると云ふのであります。しかしながら、

これらの機構拡大の措置が万全のものであるかいは、当初に申し上げた通り、機構全般を通じての検討が行われて初めて結論づけられるものであります。にもかかわらず、政府には現在機構の合理化を促進しようとの熱意は全く見られず、ただ一時のがれの公務員制度調査会の答申を待つて考慮すると言つては、いさぎないのであります。このようなことで、どうして戦後著しく複雑かつ膨大となつた機構の改革、事務の簡素化がはかれると云ふのであります。この点において、民主党の公約は早くも空文と化しつつあるのであります。(拍手)

次に、この法案を通過して感ずるところは、今や法律によつて職員定員を定める意義が全くなくなつて、ということであり、今回の改正案によりますれば、職員数は六十三万六千三百三十二名に達するわけであり、これはあくまで定員内職員の数であり、この外郭には、驚くべき数とほとんど同数のいわゆる定員外職員がいるのであります。この中には、常勤労働者といつても、三十年度予算編成に際しても予算定員として明白に認められて、三万三千四百十五名の者を初め、当然に定員法の規制を受くべき多数の職員がいることを、われわれは断じて見のがすことはできないのであります。(拍手)定員法の定員と関係なく、しかも随時交流を可能とする

ところにかかる膨大な職員をかかえていて、定員を法律によつて定めることに何の意義があるのであります。これこそ、法監視の第一歩であり、かかる悪習を政府みずから作り出すことは、言ふまでもないものであります。言ふまでもないものであります。(拍手)政府は、よろしく、このような日陰的の扱いを受けている多数の職員を一通り、彼らを一日も早く日の当たる場所に引き上げるべきであります。さもなければ、定員法はもはや本来の目的を遠く離れ、職員の中に定員内、定員外の二種の職員を作り、定員外の職員を劣悪な労働条件で自由に駆使せんがためにのみ存すると断じてはならないのであります。(拍手)はしくもこの法案審議中に紛争を惹起した原給局の職員の問題にいたしましたが、実はその原因が、大学を卒業した者が日給わずか二百七十五円といふ驚くべき労働条件にあつたことを、政府は大いに反省すべき余地があるのであります。

定員外職員の大半は農林省関係機関に所属するものであります。一例を農地局にとつてみますならば、その中には実質的に係長級の職務を行なっている者が、学歴もまた七割余が旧制中学以上を卒業してあります。勤続年数にいたしましても、一年以上が約七割、二年以上が約三割に達することを知らるべきであります。このように、あらゆる面で定員内職員と異なること

ろのない人たを、なぜに定員の外に置き、差別的な取扱いをしななければならぬのであります。これこそ、われわれの断じて容認できないことであり、(拍手)政府は、一日も早くこの法律を本来の姿に引き戻し、すべての職員が安んじて職務に精勵できるように措置すべきであります。さらに、われわれは、この法案の持つ次のような不合理と欺瞞性を指摘し、反対の理由とするものであります。

その第一は、この法律に基いて本年新たに整理される者に対して、昨年度の臨時待命制度、本年度のいわゆる指名退職制度の適用が除外されていることとあります。これについて、政府は昨年と本年とは実情が異なることと云つておられますが、整理する側の実情がいかに異なるろうとも、整理される者にとつてみれば、首を切られるということに二つはないのであります。また、本年は配置転換を行うので、実出血はないとも申しております。これも、今回提出された配置転換計画のすざんと、過去の実績から推して、実出血がないという証言をわれわれは絶対に信ずることができません。(拍手)政府は、よろしく、公平の原則に基いて、本年度の該当者にも昨年同様取扱ひをすべきであります。第二は、この法案の持つ欺瞞性であります。御承知の通り、昨年の整理は

強制と任意という二本建てで行われました。ところが、今年、これが、本人の申し出に基いてのみ行ふといふに、きわめて徳な形に改められているのであります。しかしながら、これは果して運用面においてもその通り行われるものであります。実は、この法案が国会において審議されているさなかに、法案成立を見越して、一方的に職員を指名し、強制的に捺印させようとし、あまつさえ、これを拒否した場合に国家公務員法第七十八条を発動して免官処分にするかもしれないと威嚇している事実があるのであります。(拍手)このような卑劣な、しかも国会を無視した行為が法案審議中に堂々と行われていることを、考へるとき、どうして法成立後の公正な運用を信ずることができると云ふのであります。か。(拍手)表面では民主的な装いをし、裏面ではこのような悪巧み手段がとられている。これこそ、場山内閣の象徴的な姿であると言るのであります。(拍手)それだけではありません。この指名退職制度適用の系統等は人事院規則によらなければならないにもかかわらず、一方的にかかる行為を行なっていることは、明らかに国家公務員法違反であり、徹底的に究明されるべきものであります。(拍手)少くも、われわれは、職員の出が少く、適用者が法の予定する数に達しないときはどうするかという重大な二点を

昭和三十年六月二十三日 衆議院会議録第三十二号 会田検査院法の一部を改正する法律案外一案

ごまかした、かかる法案を、絶対に認めることはできないのであります。

(拍手)

第三は、本年指名退職制度の適用を受ける者は昨年の臨時任命制度適用者と同等の取扱いを受くべきであるにもかかわらず、その待命期間が昨年に比しそれぞれ一カ月間短縮されようとして、政府は、三十年度本予算は六月から施行されるものという予定で、指名退職制度の実施も六月からと予定していたが、不幸にして六月も暫定予算となつたため、この法律も七月一日から施行することになつた。しかし、予算額との関係もあるので、この指名退職制度は、形式的には七月一日から実施するけれども、実質的には六月一日から実施しているの、六月一日から起算すれば昨年の待命期間と同じになる、全く理由にならない暴言を吐いているのであります。われわれは、法律の權威を守るために、かかる欺瞞と便宜主義の上に立つて立案された法案を絶対に認めることはできないのであります。

(拍手)

最後に、われわれは、この法律によつて整理が行われたときに強化されます。過重労働の面を考慮し、本法案に強く反対しようとするものであります。一例を建設省管轄局にとつてみると、今回工事量の減少を理由に二百二十名の職員が整理されようとしてい

るのであります。これは全く不合理なものであります。なぜならば、通常、他の部局におきましては、職員一人当たりの工事負担量が二、三百万円であるにもかかわらず、管轄局の職員は、昭和二十七年以降、実に一人当たり一千万円になんとなつて、工事量を消化しているの、これを突撃として、工事量の減少を理由に人員整理を行うことは、引き続き職員に過重労働と工事の質の低下という二重の苦悩を負わせることとなり、國家のためにも益のないことと言ねばならないのであります。

以上いろいろと申し上げた通り、この法案は無計画と欺瞞から成り立っており、このようなものを成立させるならば、矛盾と不合理はますます拡大されるのみならず、職員に不公平と労働強化をしいることとなるので、われわれは絶対に反対せんとするものであります。各位の御賛同をお願いし、私の討論を終ります。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 細田綱吉君。

○細田綱吉君 細田綱吉君を代表いたしました。私は、日本社会党を代表いたしました。ただいま上程されました行政機関職員定員法の一部を改正する法律案に対して、これに反対するものであります。以下、その理由を説明いたします。

力相応のものに簡素化、能率化するた

め、同機構の根本的な改革をはかる

と、同時に、信託必固による官界の肅正

を断行するということも国民の前に公

約したのでございませう。ところが、そ

の後鳩山内閣が行なつてきた跡を見ま

するに、この公約について何らの真剣

な考慮を払つた跡が見受けられない

ばかりか、その計画の一端すら発表され

ていないのでございませう。今回の定員法

の改正についても、ただ単に三十年度

の各省事業計画に一時的な足並みをそ

ろえるという、その場限りの改正にす

ぎないのであります。われわれは、い

やしても政府が定員法を改正せんとす

る以上、それは総合的にして計画的な

行政機構改革の線に基いて行われな

ればならぬと信ずるのでございませう。

(拍手) 今回の政府の改正案のごと

き、そのつど御都合主義によつて定員

の増減を行つたとき、これは、國家行

政執行の任に当る者をして、いたすら

に不安動搖の念にかり立てる以外に何

らの取り柄がないと考へるのでござい

ませう。(拍手)同時に、そのした無計画

な定員法の改正は、改正自体何らの意

味もないものであるということ、政

府においては深く反省していただきた

いのであります。

反対する第二の理由としましては、

政府の改正案に基く定員数が現在の実

情に適していない、という点でありま

す。申し上げるまでもなく、定員法は

事務量に應じた定員を確保すること

にその目的があります。政府は、今回

の改正法案の提案理由の説明の中で、

「昭和三十年度における各行政機関の

事業予定計画に即応して、必要やむを

得ない事務の増加に伴つた増員の増員

を行うとともに、業務の廃止及び減少に

伴ふ剰余定員の縮減を行い、行政機関

全体の定員の適正化をはかる」と述べ

ておられますが、実際には、これに對

してはきつめて繰返しのございませう。

す。すなわち、現在各省には臨時職員

もしくは非常勤職員と呼ばれる者が非

常にたくさんな数に上つておりまし

て、これらの人たちは、実際には定員

内の職員と向様の仕事をしておりな

ら、その待遇は定員法上の職員と段段

の区別をつけられ、中には二週間休

と首にされるというがごとき実情にす

ら置かれておるのでございませう。こ

うした職員は、すでにさきの内閣委員

会において明らかにされたように、農林

省だけでも膨大な数に上り、また恩給

局においても、前討論者が申し上げま

したように、二百人の定員に対して約

一千になんとなつておられる臨時職員

をかかえ込んでおられるといわれてお

るが、しかも、これらの人たちは過

去二年もしくは三年以上引き続いて勤

務しておるといふ実情に置かれてお

るのでございませう。かのごとく、当然

職員とされるべきものをそのまま放置し

ておいて、待遇上、整理上安易な臨時

職員によつてまかなわんとする政府の

態度は絶対に許されないと信じます。

(拍手)これらの事実をほかかりして

いる本定員法の改正法案は何ら意味の

ないものと信じます。がゆゑに、反対

する第二の理由にあげた次第でござい

ませう。

最後に、反対の第三の理由としまし

ては、この改正法案は行政機構簡素化

に名をかりました職員的首切り法案で

あるからであります。(拍手)本改正法

判所の管轄区域を変更しようとするの
でありませう。

第三は、従前の市町村の一部合併ま
たは分離に伴い、裁判所の管轄区域の
基準となつた行政区画に変更等のあつ
たものについて、この法律の別表を改
正しようとするものであります。

法務委員会におきましては、これら
管轄区域の変更は一般国民の利害と密
接な関係があるが、いかなる方法で変
更の決定をするのかとの質問がありま
した。これに対して、いずれも地元市
町村、関係官公署、弁護士会等の意見
を十分しんしゃくし、最高裁判所とも
協議の上決定する旨、政府の答弁があ
りました。また、今回の改正案の内容は
例年に比し特に膨大であり、これは
町村合併の促進に基くものと思ふが、
無理な合併をそのまま本案の内容に織
り込んで、地元住民に不満の念を抱か
せるようなことはないかとの質問に対
して、政府より、この点は慎重に考慮
し、地元民の意向を十二分に聴取して
処置した旨の答弁がありました。

かくて、質疑を終了し、討論省略の
上採決いたしましたところ、全会一致
をもって政府原案の通り可決した次第
であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(益谷秀次君) 同案を一括して
採決いたします。同案は委員長報告の
通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認
めます。よつて同案は委員長報告の通
り可決いたしました。

○長谷川四郎君 恩給法の一部を改正
する法律の一部を改正する法律案の趣
旨説明は延期し、本日はこれにて散会
せられんことを望みます。

○議長(益谷秀次君) 長谷川君の動議
に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認
めます。よつて動議のごとく決しまし
た。

本日はこれにて散会いたします。
午後五時三十分散会

出席國務大臣 花村 四郎君
外務大臣 重光 葵君
國務大臣 川島正次郎君

出席政府委員
内閣官房副長官 松本 淵藏君
行政管理庁 岡部 史郎君
管理部長 藤枝 泉介君
大蔵省主税局長 渡邊喜久造君

朗読を省略した報告
一、去る十七日、内閣総理大臣から、
更生保護事業審議会委員に本院議員
高橋龍一君及び参議院議員宮城タマ
ヨ君を任命するに付て国会法第三
十九条但書の規定により本院の議決
を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十一日本院は昭和二十九年
度一般会計国庫債務負担行為総調査
を異議ないものと議決した旨内閣に
通知した。

一、昨二十二日参議院議長から、次の
法律の公布を奏上した旨の通知書を受
領した。

道路運送車両法の一部を改正する
法律
水防法の一部を改正する法律
国立学校設置法の一部を改正する
法律

一、去る二十一日法務委員会におい
て、次の通り理事を補充選任した。
理事 古島 義英君(理事古島義
英君去る十八日委員辞任
につきその補充)

一、去る二十一日議長において、次の
常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 保利 茂君 田原 春次君
法務委員 今松 治郎君
外務委員 櫻内 義雄君 和田 博雄君
松本 七郎君 岡田 春夫君
大蔵委員 吉川 兼光君 福井 順一君
夏堀源三郎君 福井 順一君
社会労働委員 小島 徹三君 堂森 芳夫君
吉川 兼光君 有馬 輝武君
農林水産委員 平野 三郎君
久保田 豊君
通商委員 竹内 俊吉君
建設委員 赤路 友藏君
芦田 均君 榎 彌三君
三田村武夫君 松野 頼三君
田中 繪男君 井堀 繁雄君
岡 良一君 福水 一臣君
中村 高一君
懲罰委員

一、去る二十一日議長において、次の
通り常任委員の補充を指名した。

内閣委員 福井 順一君 堂森 芳夫君
法務委員 牧野 良三君
外務委員 並木 芳雄君 田中 繪男君
松平 忠久君 久保田 豊君
大蔵委員 竹内 俊吉君 前尾繁三郎君
社会労働委員 芦田 均君 岡 良一君
井堀 繁雄君
農林水産委員 保利 茂君 赤路 友藏君
岡田 春夫君 夏堀源三郎君
有馬 輝武君
通信委員 夏堀源三郎君
建設委員 有馬 輝武君
予算委員 古井 喜實君 小川 半次君
巨 四郎君 平野 三郎君
和田 博雄君 吉川 兼光君
田原 春夫君 松野 頼三君
松本 七郎君
懲罰委員 松本 七郎君

一、昨二十二日外務委員会において、
次の通り理事を補充選任した。
理事 戸叶 里子君(理事松本七
郎君去る二十一日委員辞
任につきその補充)

一、昨二十二日議長において、次の常
任委員の辞任を許可した。

外務委員 小島 徹三君 松岡 松平君
大蔵委員 井上 良二君
社会労働委員 芦田 均君 井堀 繁雄君
岡 良一君 足鹿 覺君
農林水産委員 青木 正君
運輸委員 山田 鶴吉君
予算委員 巨 四郎君 田中繪之進君
田原 春次君 西村 榮一君
松平 忠久君 吉川 兼光君
一、昨二十二日議長において、次の通
り常任委員の補充を指名した。

内閣委員 松岡 松平君 田原 春次君
地方行政委員 高山 鶴吉君 青木 正君
外務委員 芦田 均君 松本 俊一君
大蔵委員 芦田 均君 松本 俊一君
社会労働委員 小島 徹三君 吉川 兼光君
堂森 芳夫君 田中繪之進君
農林水産委員 青木 正君 高山 鶴吉君
運輸委員 青木 正君 高山 鶴吉君
予算委員 三田村武夫君 足鹿 覺君
岡 良一君 井上 良二君
稲富 稔人君 井堀 繁雄君

一、昨二十二日行政監察特別委員会に
おいて、次の通り理事を補充選任し
た。

外務委員 松岡 松平君
大蔵委員 井上 良二君
社会労働委員 井堀 繁雄君
岡 良一君
農林水産委員 足鹿 覺君
運輸委員 青木 正君
山田 鶴吉君
予算委員 巨 四郎君 田中繪之進君
田原 春次君 西村 榮一君
松平 忠久君 吉川 兼光君

一、昨二十二日議長において、次の通
り常任委員の補充を指名した。

内閣委員 松岡 松平君 田原 春次君
地方行政委員 高山 鶴吉君 青木 正君
外務委員 芦田 均君 松本 俊一君
大蔵委員 芦田 均君 松本 俊一君
社会労働委員 小島 徹三君 吉川 兼光君
堂森 芳夫君 田中繪之進君
農林水産委員 青木 正君 高山 鶴吉君
運輸委員 青木 正君 高山 鶴吉君
予算委員 三田村武夫君 足鹿 覺君
岡 良一君 井上 良二君
稲富 稔人君 井堀 繁雄君

一、昨二十二日議長において、次の常
任委員の辞任を許可した。

内閣委員 松本 俊一君 堂森 芳夫君
地方行政委員 青木 正君 高山 鶴吉君

懲罰委員 中村 高一君

懲罰委員 中村 高一君

懲罰委員 中村 高一君

懲罰委員 中村 高一君

懲罰委員 中村 高一君

懲罰委員 中村 高一君

懲罰委員 中村 高一君

懲罰委員 中村 高一君

懲罰委員 中村 高一君

昭和三十年六月二十三日 衆議院會議録第三十二号 議長の報告

在外財産処理促進に関する決議案

(奥村又十郎君外二十六名提出)

在外財産処理促進に関する決議案

(中井徳次郎君外十名提出)

一、予算委員長から提出した次の国政

調査承認要求に対し、議長は去る二

十一日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

予算の実施状況に関する件

二、調査の目的

予算の施行の適正を期するため

三、調査の方法

関係方面より報告及び説明聴取

並びに資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致し

たいから衆議院規則第九十四条によ

り承認を求める。

昭和三十年六月二十一日

予算委員長 三浦 一雄

衆議院議長 益谷秀次殿

一、昨二十二日議員から提出した質問

主意書は次の通りである。

児童公園予定地の不当なる農地化に

関する質問主意書(阿本隆一君提出)

昭和三十一年三月三十一日第三種郵便物認可

定価 一部

十五円

(送料別)

発行所

東京都新宿区市谷本町一五
大蔵省印刷局
電話九波四六二一(局長機)